

令和4年8月15日現在の地域福祉計画（案）

第1章 計画の策定にあたって

1) 計画の目的

「地域福祉」とは、全ての人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活ができるよう、多様な主体が協力し「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」のことです。

本計画は、本町の住民の皆様がこれまで培われてきた「地域力」を維持しつつ、今後の地域福祉の推進を図るため、その理念と方策を取りまとめたものです。策定にあたっては、住民の皆様へのアンケートや地域福祉に関係する団体等へのヒアリングを通じて、現状の地域生活課題や将来に対する不安や懸念等を具体的に収集させていただきました。

この計画を実践することで、地域との連携を一層促進し、共に支え合う「地域共生社会」の実現に努めてまいります。

2) 計画の位置づけ

(1)法改正の趣旨

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画は「地域における福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられ「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

(2)上位計画・諸計画との調和・連携

地域福祉計画は総合計画を上位計画として、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画などの分野別計画を横断して、町の地域福祉における基本方針と施策展開をお示しするものです。

(3)計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7ヵ年とします。

【太子町における個別計画の計画期間】

計画名	策定計画年度
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度 ～ 令和6年度
障害者計画	平成30年度 ～ 令和5年度
障害福祉計画	令和3年度 ～ 令和5年度
障害児福祉計画	令和3年度 ～ 令和5年度
自殺対策計画	令和2年度 ～ 令和6年度
老人福祉計画	令和3年度 ～ 令和5年度
介護保険事業計画	令和3年度 ～ 令和5年度
地域保健推進計画	令和5年度 ～ 令和14年度
総合計画	令和2年度 ～ 令和11年度

3) 計画策定の方法

(1) アンケート調査

第 5 次太子町社会福祉協議会地域福祉推進計画を策定予定の社会福祉協議会と合同でアンケート調査を実施しました。

対象＝町内に在住の 2,000 人

実施期間＝令和 3 年 10 月 1 日から 20 日（返信用封筒有効期間は同年 11 月 30 日まで）

配布方法＝無作為抽出による 2,000 人へ郵送

回収数＝1,005 通（回収率 50.3%）

回収方法＝郵送回収（返信用封筒使用）

(2) 太子町保健福祉審議会での審議

本計画の策定に当たり、学識経験者、地域団体代表者、福祉関係者、公募委員等からなる「太子町保健福祉審議会」において、今後の地域福祉の推進について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

第 2 章 本町を取り巻く状況（別添資料 1）

- 1) 人口・世帯の状況
- 2) 合計特殊出生率の状況
- 3) 人口動態の状況
- 4) 要支援・要介護の状況
- 5) 高齢者の状況
- 6) 障害のある人の状況
- 7) ひとり親の状況
- 8) 生活保護の状況
- 9) 地域活動の状況
- 10) 自主防災組織の状況

第 3 章 地域生活課題の抽出

1) 住民アンケート

(1) 調査の概要

太子町内の任意の 2,000 人を対象として実施しました。

①配布・回収方法：配布は郵送とし、回収は返信用封筒による郵送回収、宛先は太子町役場社会福祉課としました。

②実施期間：令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 20 日まで
（返信用封筒有効期間は同年 11 月 30 日まで）

③回収数＝1,005 通（回収率 50.3%）

(2)アンケート結果分析内容 添付資料のとおり

2) 関係者アンケート

(1)調査の概要

下記の 15 団体等に、現状の課題と将来の懸念についてアンケート調査を行いました。

太子町民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、太子町地域自立支援協議会、手をつなぐ育成会、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、教育委員会（管理課）、太子町保育協会、居宅介護支援事業所 太子の郷、居宅介護支援事業所 まほろばの里、相談支援事業所 あすかの家、相談支援事業所 あゆうと

(2)アンケート結果分析内容 添付資料のとおり

第4章 計画の基本的考え方

1) 基本方針（地域福祉計画に盛り込むべき事項）

本計画は、次の 5 つの事項を基本方針として、施策の展開を図ります。

(1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域福祉計画は「地域における福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられていますが、既存の法制度に基づく各種計画の隙間で十分に対応できない地域課題を、地域で発見・共有して解決していく計画とします。

(2)地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

全世代の地域社会への参画を促進するため、各種福祉サービスの要望を収集し、地域課題や生活課題について適切な支援を提供します。

(3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進し、福祉・保健・医療と生活に関する他分野との連携方策を構築します。

(4)地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

社会福祉の多様性や地域への理解と活動を推進するため、地域の構成員へ生涯学習や楽しく参加できる交流の場の創出を行います。

(5)包括的な支援体制の整備に関する事項

①「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備します。〔社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事業〕

②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備します。〔社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する事業〕

③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制を構築します。〔社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する事業〕

2) 施策の体系

別添資料 2 のとおり

3) 施策の展開

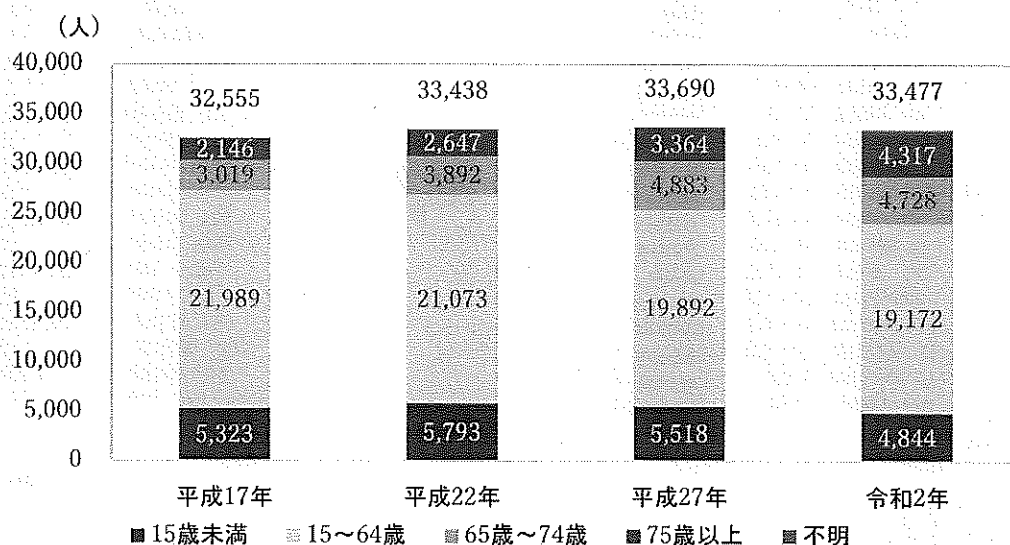
別添資料 3 のとおり

第2章 本町を取り巻く状況

1) 人口・世帯の状況

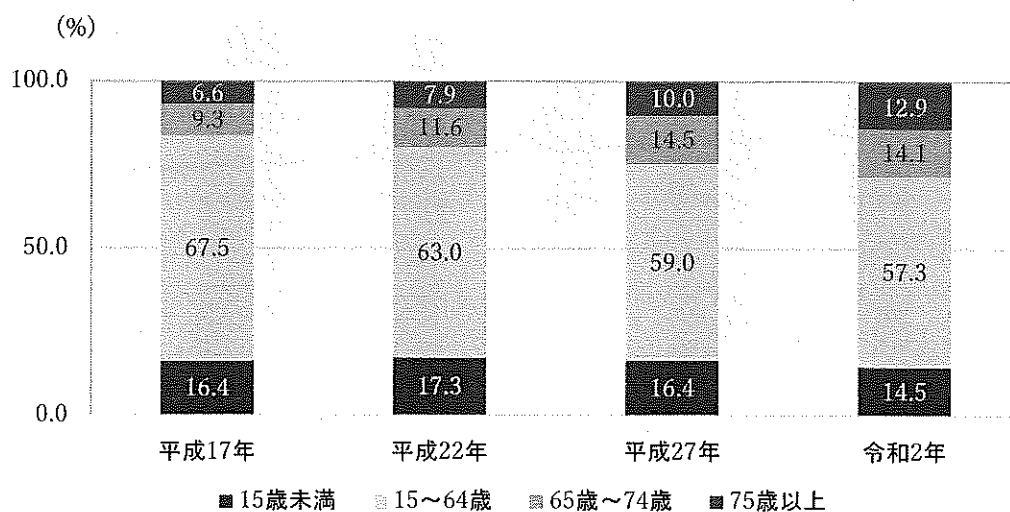
本町の総人口の推移をみると、令和2年には33,477人と平成22年からほぼ横ばいの推移となっています。年齢4区分別人口割合の推移をみると、64歳以下の割合が減少し、65歳以上の割合が増加傾向となっています。また、高齢化率は令和2年で27%となっており、約4人に1人が高齢者となっています。

■ 年齢4区分別人口の推移



資料：国勢調査

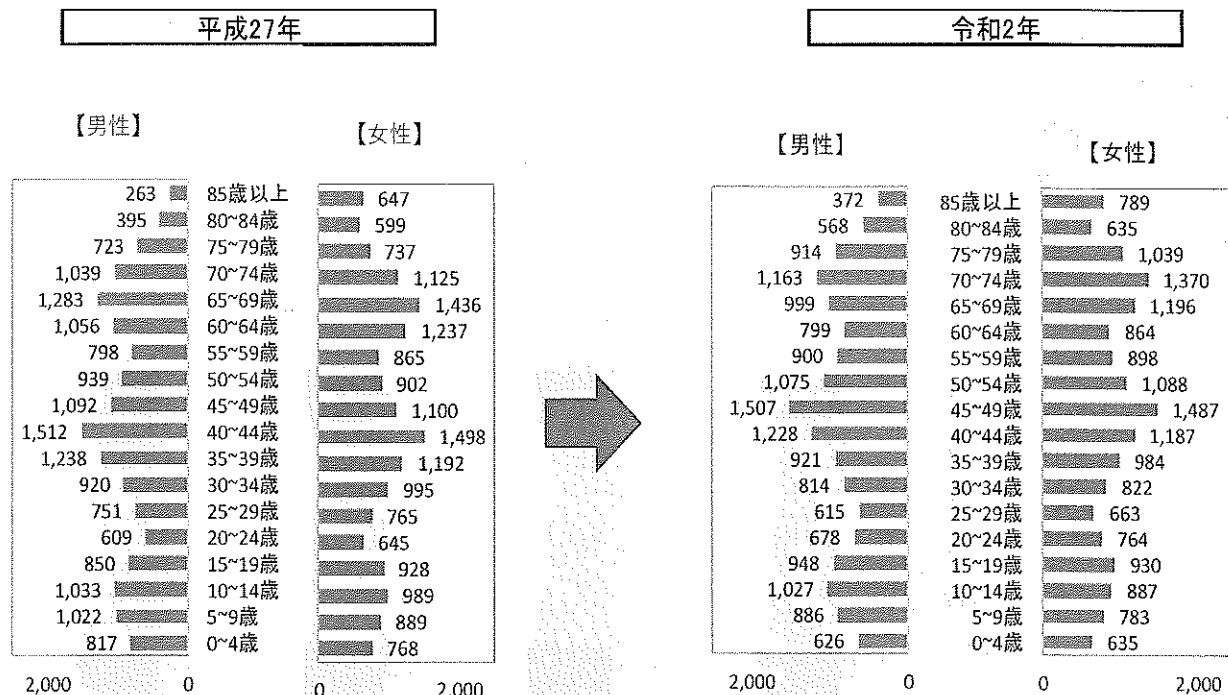
■ 年齢4区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

人口ピラミッドをみると、平成 27 年では 20～29 歳が少なく、40 歳代前半が最も多くなっています。令和 2 年の推計結果では、20～29 歳が変わらず少ないことに加え 0～9 歳が減少しています。

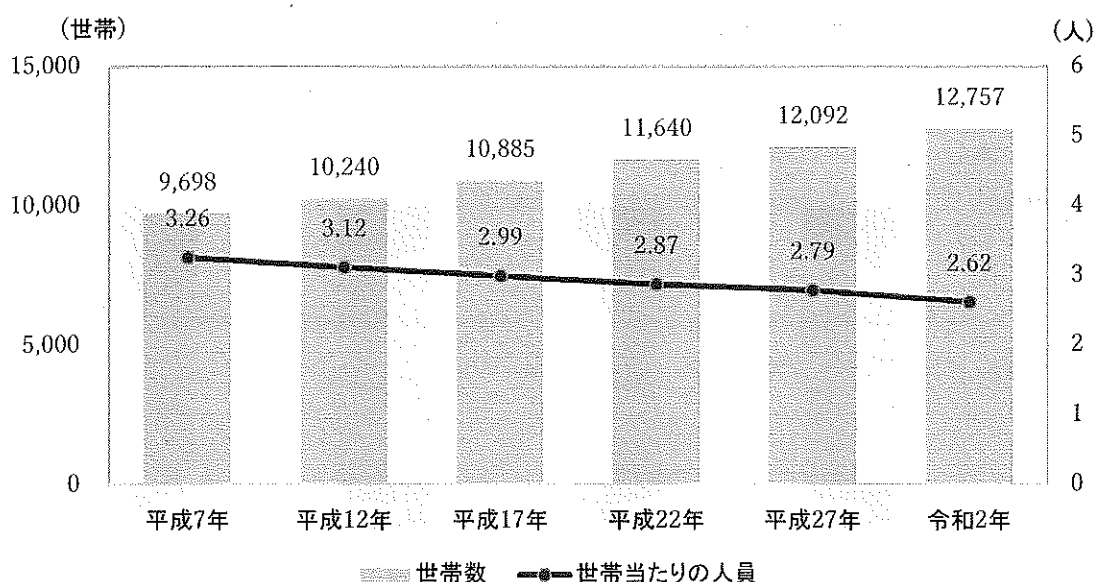
■人口ピラミッドの変遷



資料： 国勢調査

世帯数の推移をみると、平成 7 年から令和 2 年にかけて、年々増加傾向になっていますが、世帯あたり人員をみると、年々減少しています。

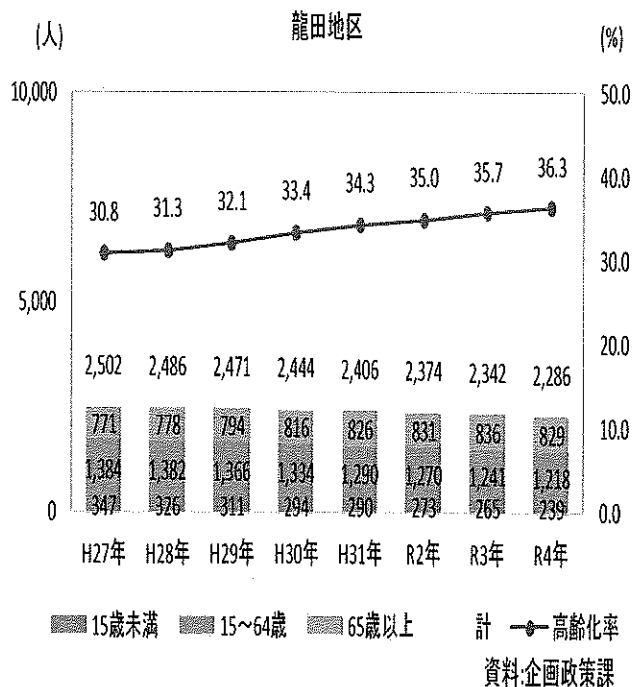
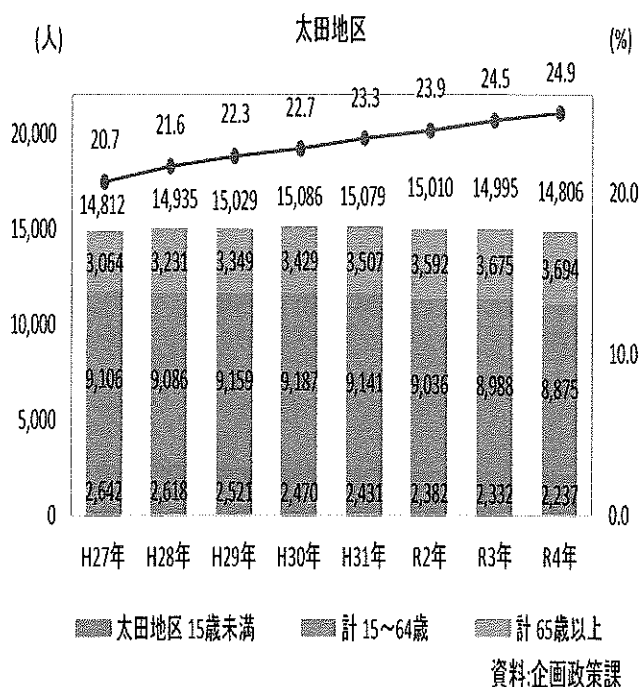
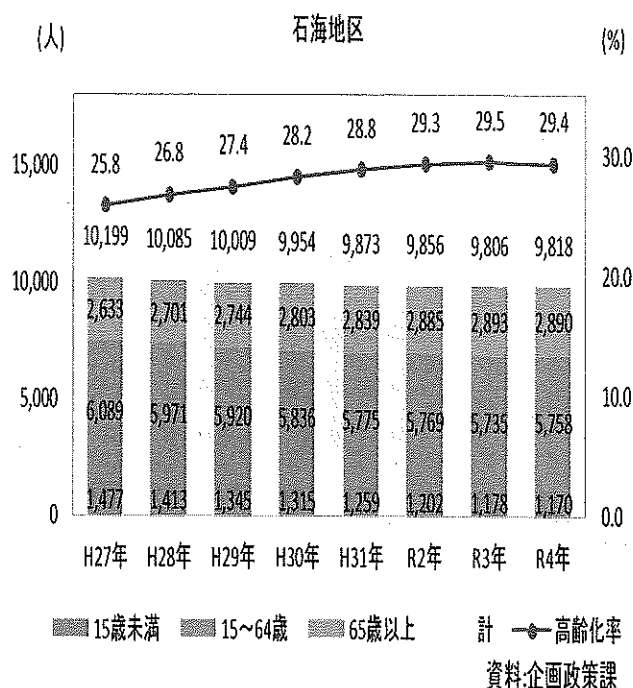
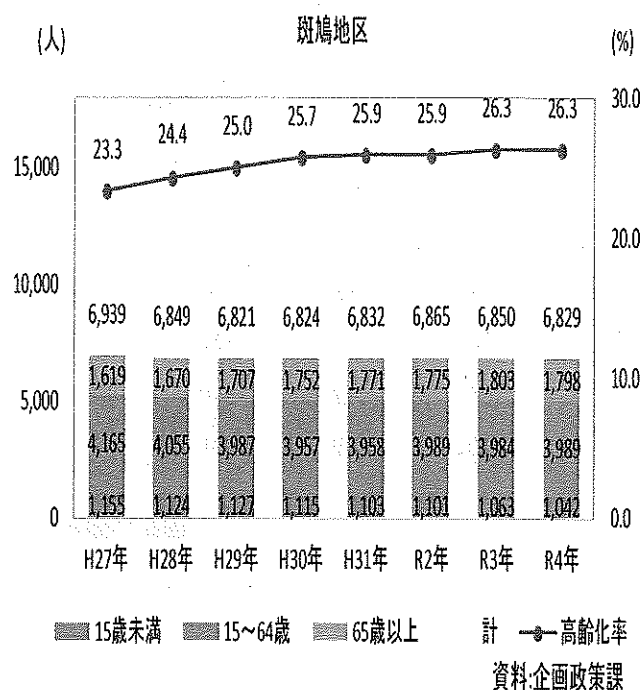
■世帯数の推移



資料： 国勢調査

町内の地区別人口の推移をみると、4地区すべてで総人口はおおむね横ばいになっており、高齢化率は年々高くなっています。特に龍田地区では高齢化率が35%を超えており、人口減少及び高齢化を起因とする諸問題への対策が喫緊の課題となっています。

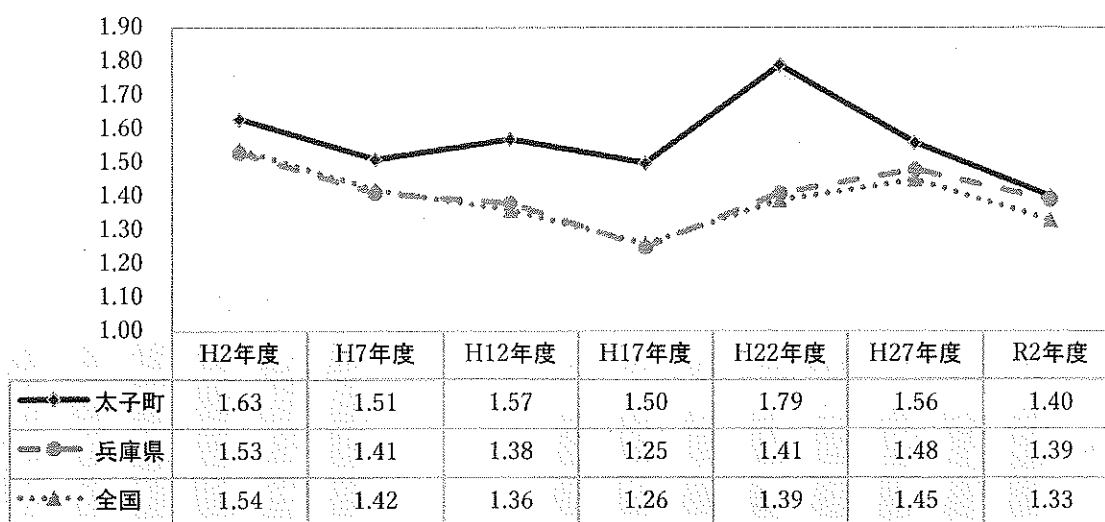
■世帯数の推移



2) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の推移をみると、平成7年から令和2年にかけて、全国・兵庫県より高くなっていますが、平成27年から減少を続けています。

■ 合計特殊出生率の推移

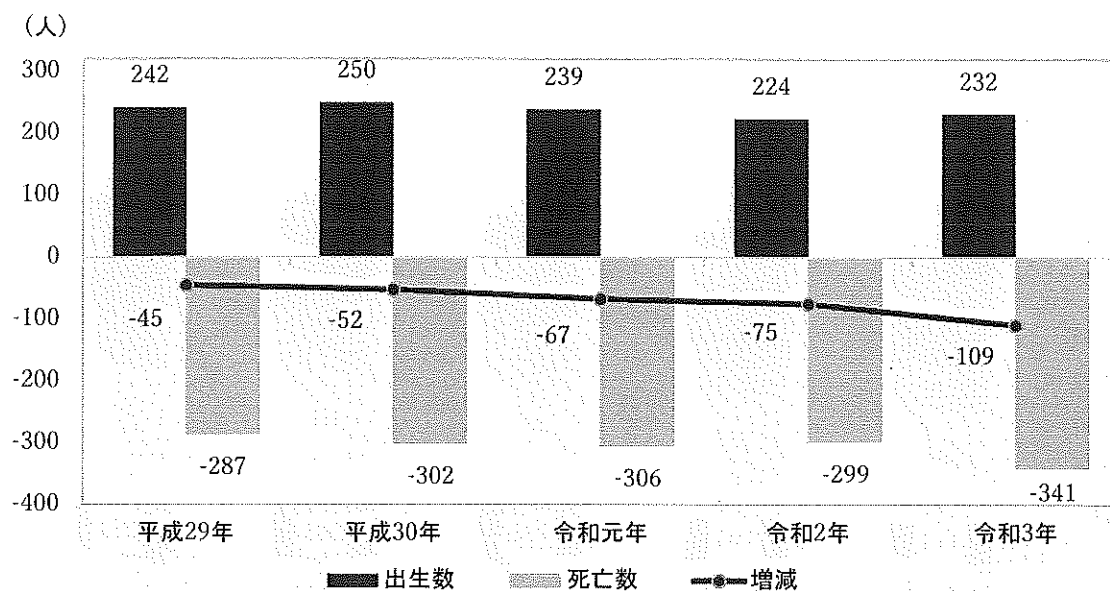


資料: 国勢調査

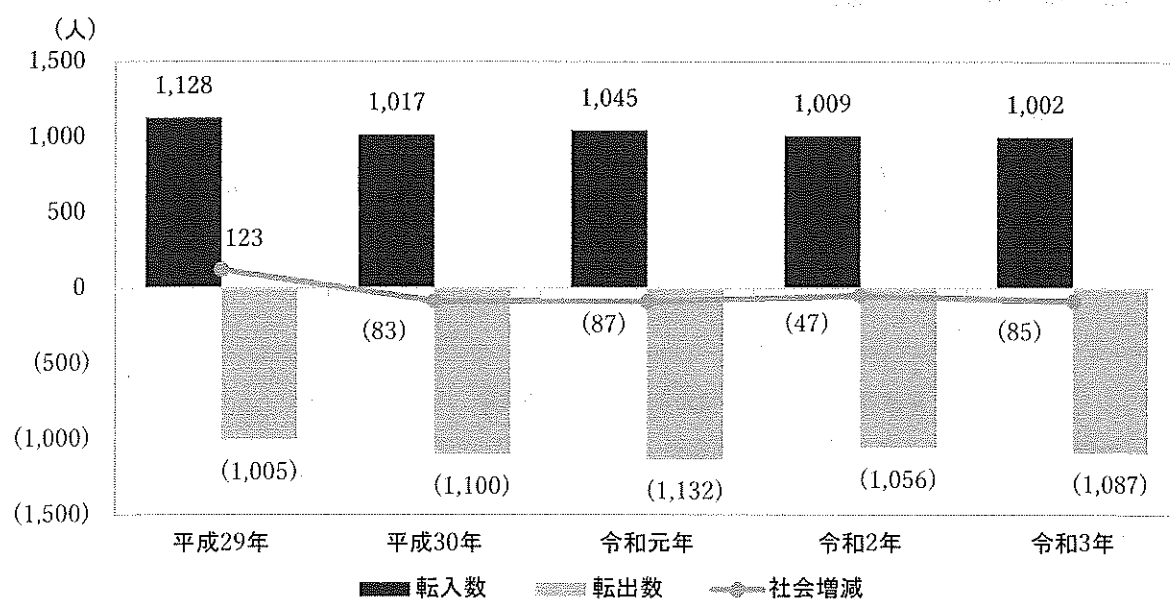
3) 人口動態の状況

人口動態をみると、平成30年から令和3年にかけて、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減、社会動態は転出数が転入数を上回る社会減となっています。

■ 自然動態の推移



■ 社会動態の推移

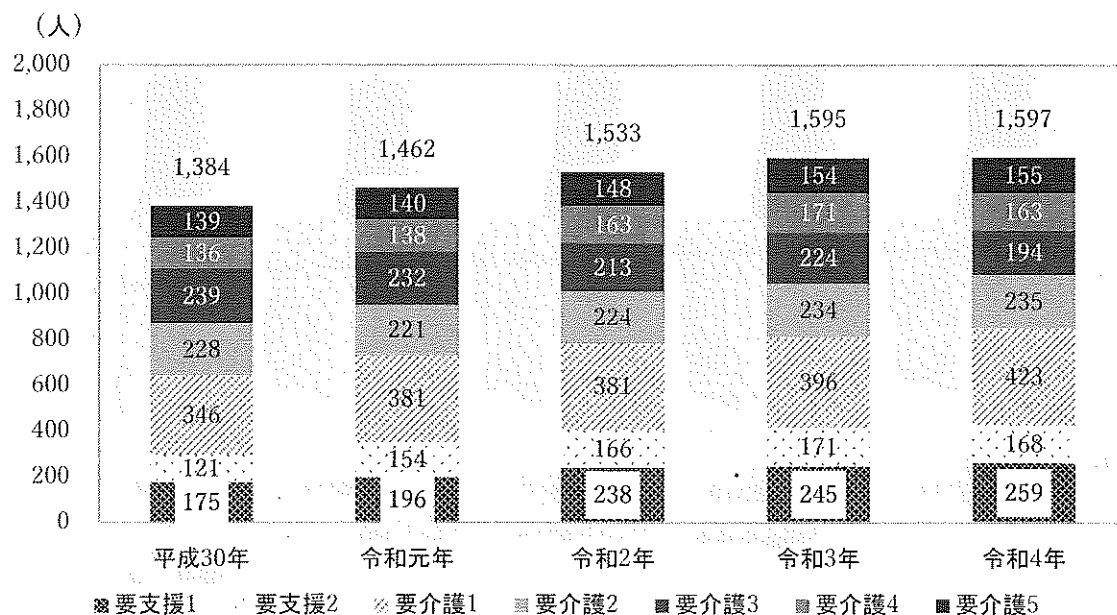


4) 要支援・要介護の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向となっており、平成30年と令和4年を比較すると約1.2倍になります。

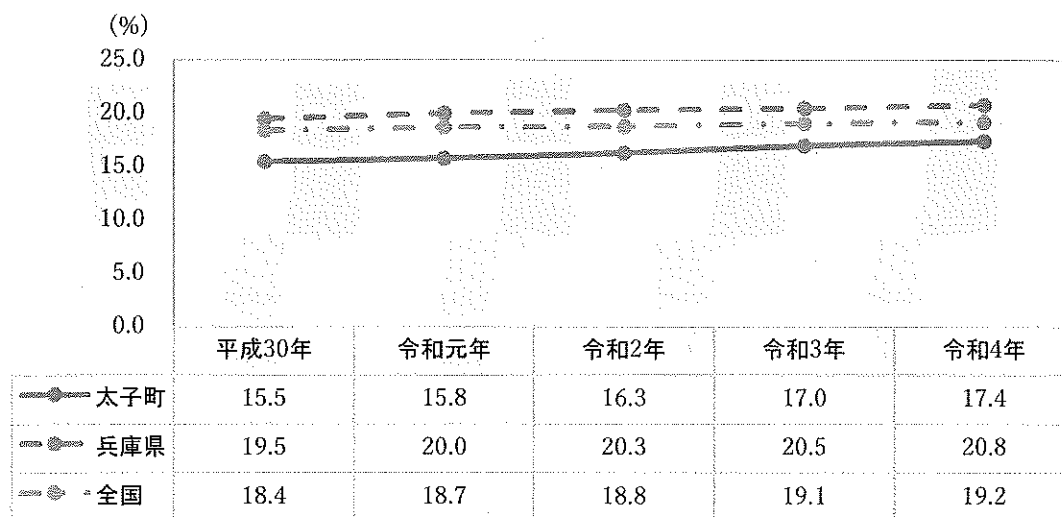
要支援・要介護認定率の推移をみると年々増加傾向となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料:高年介護課(各年3月末)

■ 要支援・要介護認定率の推移

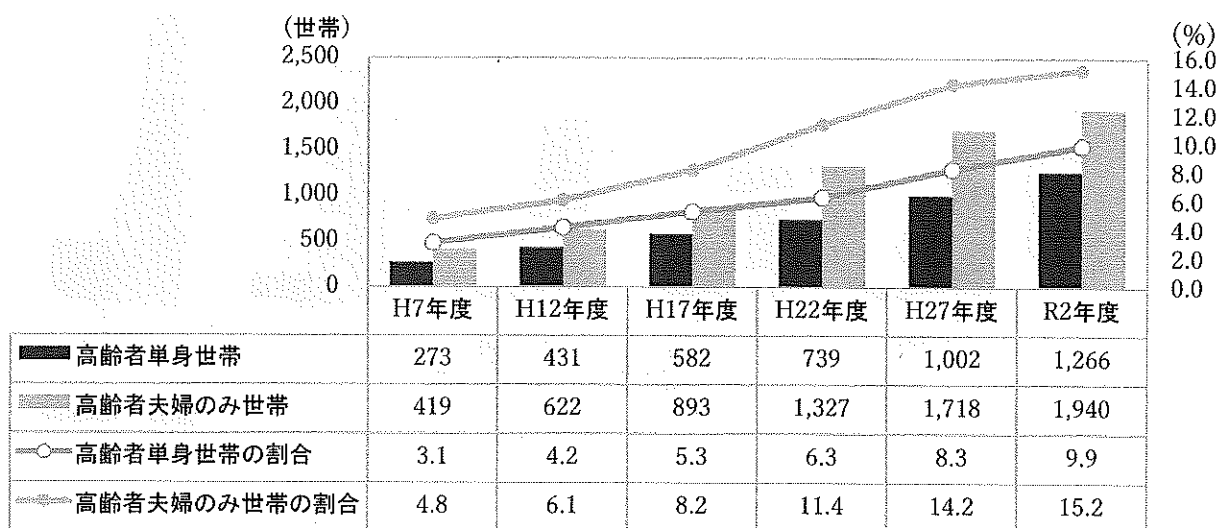


資料:厚生労働省統計(各年3月末)

5) 高齢者の状況

本町の高齢者世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数ともに増加しており、高齢者単身世帯数の割合は平成7年の3.1%から令和2年の9.9%と約3倍になっています。高齢者夫婦のみ世帯数の割合も平成7年の4.8%から令和2年の15.2%と約3倍と大幅に増加しています。

■ 高齢者世帯の推移

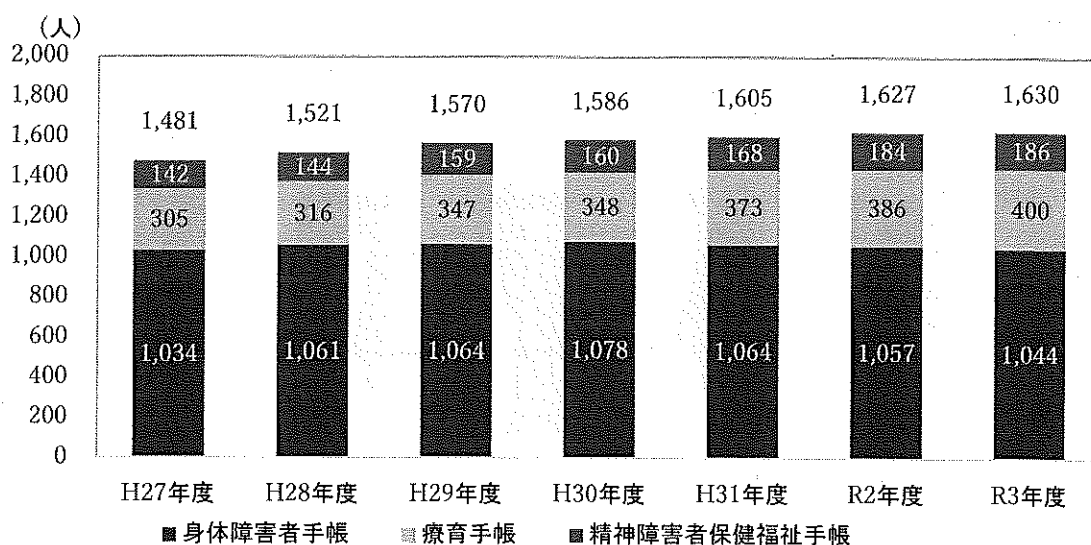


資料: 国勢調査

6) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は年々増加しています。障害種別でみると、身体障害者手帳所持者を除く、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とも増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

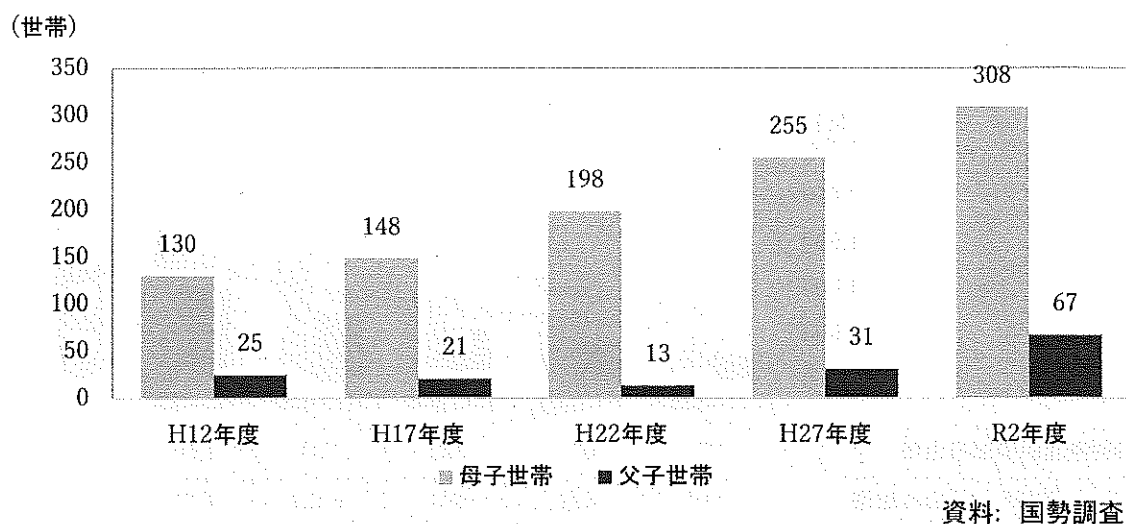


資料: 社会福祉課

7) ひとり親の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、母子・父子世帯数とも年々増加しており、令和2年には母子世帯は300世帯を超え、父子世帯では平成27年と令和2年を比較すると2倍になっています。

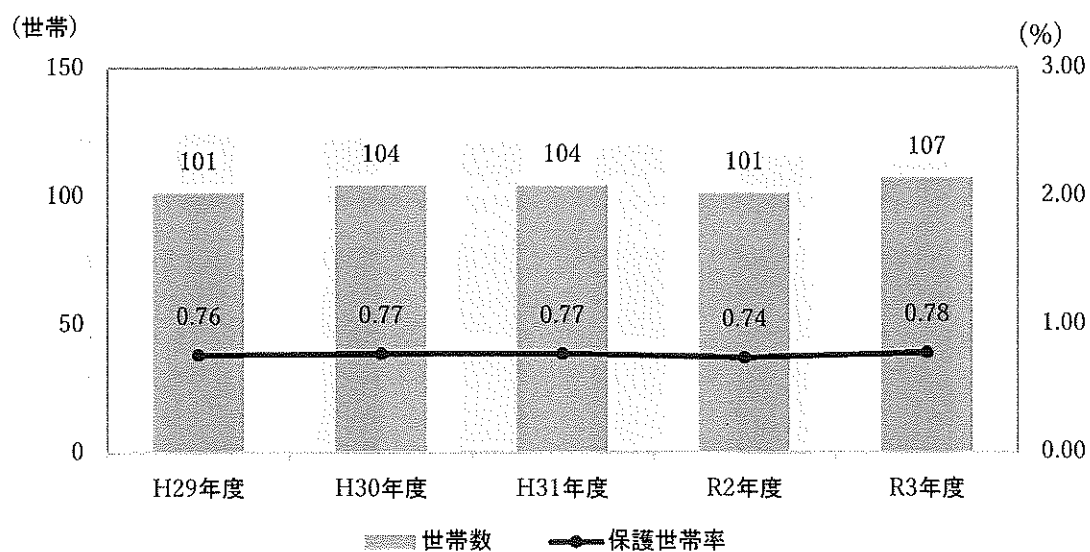
■ひとり親世帯の推移



8) 生活保護の状況

被保護世帯数及び保護世帯率の推移をみると、世帯数、保護世帯率ともにおおむね横ばいで推移しています。

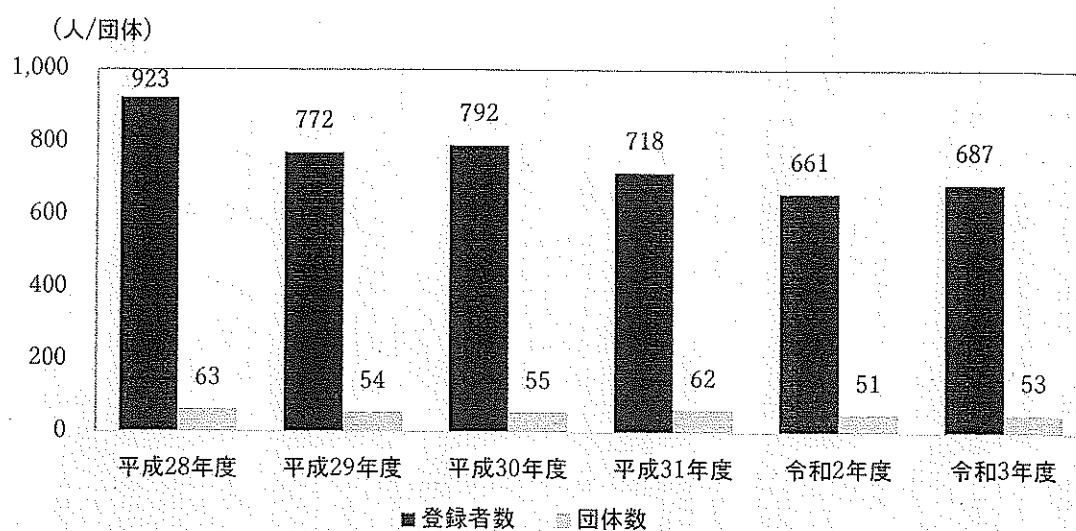
■被保護世帯数及び保護世帯率の推移



9) 地域活動の状況

ボランティア登録者数及び登録団体の推移をみると、ボランティア登録者数は年々減少傾向にありましたが令和3年に増加しています。ボランティア登録団体数は増減を繰り返して推移しています。

■ ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

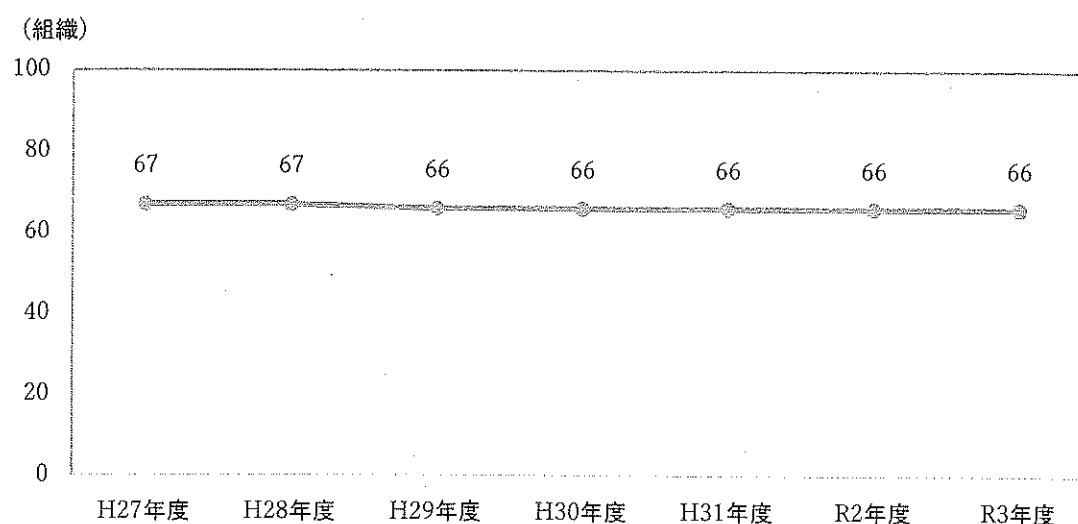


資料: 太子町社会福祉協議会

10) 自主防災組織の状況

自主防災組織数の推移をみると、平成29年から横ばいに推移しています。

■ 自主防災組織数の推移



資料: 企画政策課

2) 施策の体系

番号	基本目標	番号	施策目標	施策内容
1	包括的・重層的な支援体制の構築・強化	1	切れ目のない断らない相談支援体制の構築	①各分野における相談支援体制の一体化 ②本人・世帯の属性に関わらず断らない支援体制の構築
2	地域における交流機会の充実	2	重層的・地域連携ネットワークの構築	①保健・福祉・医療・教育・雇用・法律など多様な分野に係る関係機関・団体やさまざまな専門職による連携ネットワークの構築 ②地域における福祉課題の共通理解、本人や家族などの状況に応じた包括的できめ細やかな支援の充実
3	多様な主体による見守り・支え合い体制の充実	3	町民主体のグループ・サークル活動の支援	町民主体の団体・グループ活動に対し拠点や活動資金・運営にかかるノウハウの提供などの支援
4	福祉意識の醸成	4	町民同士の交流拠点の充実	町民同士が多様な世代・階層の有無に関わらず交流することができている拠点の充実による地域との関わりを待つきっかけづくりの造成
5	福祉人材の育成と活動支援	5	地域による見守り活動の推進	民生委員児童委員による活動をはじめとし、自治会や近隣町民の協力を得ながら、孤立しがちな一人暮らし高齢者などに対し日常的な見守り・声かけ・定期的な訪問などの活動の推進
6	ケアマネジメントなどの充実	6	町民相互の支え合いの仕組みの充実	支援して欲しい人と支援できる人をつなげる町民相互の支え合いの仕組みづくりの推進、相い手の育成・確保
7	サービス提供基盤の確保	7	民間業者などとの連携・協力	企業や事業所・NPO法人との連携による地域課題の共有及び一人暮らし・高齢者の見守りや安否確認などを行う体制づくりの推進
8	情報提供の充実	8	地域福祉の普及啓発	町民・地域・事業所に対し、地域福祉に関する啓発記事や各種情報・各主体の取り組み状況を町の広報紙やホームページ・各種イベント他さまざまな媒体・機会を活用し発信することにより、地域福祉への関心・喚起及び普及啓発の推進
9	成年後見制度の利用促進	9	ボランテアの育成	各種講座、研修の実施や参加促進、ボランテア活動に関する情報提供などによるボランテアの育成
10	虐待防止対策の強化	10	地域団体の活動支援	①地域団体が抱える課題やニーズの把握 ②活動に必要な費用の助成、場の提供、会員の確保支援や研修会の実施 ③地域で活動する団体の支援による地域団体活動の活性化
11	災害時支援体制の強化	11	ケアマネジメントの質の向上	①一人ひとりの状況に対する適切な支援・サービスの提供 ②自立支援に資するケアマネジメントの充実 ③ケアマネジャー・相談支援専門員による相談や指導、困難事例への対応
12	すべての人に優しい地域づくり	12	多職種協働によるケアマネジメントの推進	①さまざまな専門職による顔の見える関係づくりの促進 ②多職種協働による一人ひとりの状況にあったケアマネジメント・相談支援の推進
13		13	支援ニーズの把握	本人、家族からの相談やアンケート調査・訪問活動などによる支援ニーズの把握
14		14	きめ細やかな福祉サービスの充実	①各種制度以外のサービス、インフォーマルサービスなどの多様化する支援ニーズに応じたきめ細やかな福祉サービスの充実
15		15	サービス事業所の確保	①人口構造・地域社会環境の変化・支援ニーズなどを踏まえた各種サービスの必要量の把握 ②県との連携による必要なサービス提供基盤の確保
16		16	多様な媒体・機会を通じての周知	①必要なサービスの利用促進のため町の広報紙・ホームページ・SNS・各種制度やサービス・相談窓口の周知の推進 ②自ら情報を得ることが困難な人が関係者から情報を得ることができるための体制づくりの構築
17		17	利用者の特性に応じた情報発信	子ども・高齢者・障害者・障害者など発信対象の特性を踏まえた媒体・機会の活用や表記を工夫するなど必要な人に必要な情報が確実に届く情報発信
18		18	成年後見制度地域連携ネットワークの構築	①個人の尊厳を守るため成年後見制度を利用できる相談窓口の整備 ②適切な支援につなげるための地域連携ネットワークの構築
19		19	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	①判断能力が十分でない人が財産・権利を守り安心して地域生活を送れるよう各分野の関係機関との連携 ②成年後見制度および日常生活自立支援事業のニーズの把握・利用促進
20		20	後見人の担い手の確保	市民後見人の育成・法人後見の担い手について検討
21		21	虐待の予防	①子育て、介護の負担軽減やレスパイト・養育うつや障害・認知症などに対する知識の普及や利用促進 ②子育て、介護の不安・悩みに対する相談支援 ③地域とのつながりや支え合い・養育者による虐待防止の未然防止・再発防止
22		22	虐待の早期発見と適切な対応	①各分野の関係機関が連携、情報共有、虐待などの問題が心配される家庭の状況把握や虐待の早期発見及び対応 ②町民、行政機関、民生委員児童委員、福祉施設職員など子どもや障害者、高齢者への虐待に対する理解を深める虐待の疑いを見聞きした場合の通報促進などによる早期発見 ③連携の強化及び関係者のためのネットワークの強化
23		23	虐待に対する理解・知識などの普及啓発	①出前講座による虐待に対する理解・知識の普及啓発 ②町広報紙・ホームページへの啓発記
24		24	平時からの準備と防災意識の醸成	①さまざまな災害を想定した防災訓練の実施や参加促進・防災意識の醸成 ②災害発生時の避難行動に配慮や支援が必要な人の把握・関係機関・福祉施設などとの連絡・情報共有体制の構築
25		25	災害ボランテアの対応	①災害ボランテアセンターの立ち上げ時の設置・運営の知識を習得するために町社会福祉協議会研修への職員派遣 ②ボランテア団体と連携し災害ボランテアセンター体制整備の強化
26		26	安全・安心な地域づくり	①すべての人に優しい地域づくりにより安心して生活を続けられるよう、生活ニーズや状況に合わせてバリアフリー化などハード面の整備 ②地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進

3) 施策の展開

番号	施策目標	番号	担当課	取組内容
1	切れ目のない断らない相談支援体制の構築	1	社会福祉課	すべての子どもとその家庭および妊産婦に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援を行う「子育て応援室」の活動を推進するとともに、利用促進を図ります。
		2	社会福祉課 さわやか健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育の実施を確保する養育支援訪問、乳幼児の健康相談などを行います。
		3	さわやか健康課	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターひだまりの利用を促進します。
		4	社会福祉課	親子同士の交流促進や育児相談などを行う子育て支援センターひまはびの利用を促進します。
		5	高年介護課	「地域包括支援センター」と地域における多様な関係機関などとの連携を強化し、機能の充実に努めます。
		6	高年介護課	認知症の人やその家族からの相談に対し、認知症地域支援推進員による相談支援の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期相談、早期対応に取り組みます。
		7	管理課	たいしつ子協み相談において、子どもの就学及び在学、在園中に不安や心配がある場合に、経験豊富で専門性の高い指導員が相談業務を継続して実施します。必要に応じて、学校や関係機関への架け橋としての役割を担います。
		8	管理課	いじめや不登校など多様な教育課題への対応については、専門的職員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を配置し、相談者が社会生活に対応できるよう支援します。また、学校と専門的職員との情報の共有化を進め、児童生徒や保護者への指導・助言の充実を図ります。
		9	社会福祉課 社会福祉協議会	生活に困窮している人からの窓口や電話によるさまざまな相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、生活困窮者相談支援事業の充実や利用促進を図ります。
		10	社会福祉課 社会福祉協議会	ひきこもりに関する相談に対応するとともに、設置や居場所の提供をするとともに、支援関係機関の情報を広報やホームページなどで情報提供します。
		11	社会福祉課 基幹相談支援センター	障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、基幹相談支援センターを立ち上げ、より専門的で総合的な相談業務の実施や地域の相談支援体制の強化を図ります。
		12	社会福祉課	属性、世代、相談内容などに関わらず相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行うとともに、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
2	重層的地域連携ネットワークの構築	13	関係各課	庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例などに対する連携的な支援や会議の開催など、情報共有や包括的な支援の推進に取り組みます。
		14	社会福祉課	地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員、民生児童協力委員と地域の各団体、専門機関などと情報交換やニーズの把握を行い、連携できる取り組みを推進します。
		15	高年介護課	地域ケア会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法などについて協議・検討を行います。
		16	社会福祉課	要保護児童対策地域協議会において、保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関が連携し、児童虐待などの発生予防および早期発見・対応を行います。
3	町民主体のグループ・サークル活動の支援	17	社会福祉課 社会福祉協議会	ふれあいサロンの活動を支援するために、補助金を交付するとともに、研修会の実施やレクリエーション用品の貸出などをします。
		18	高年介護課	誰もが健康に暮らせるよう、いきいき百歳体操など地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを行うグループを支援し、活動の継続を図ります。
4	町民同士の交流拠点の充実	19	社会福祉課	「子育て支援センターひまはび」において、子育て親子の交流の場を提供するとともに、地域ボランティアなど子育ての担い手を育成します。
		20	社会福祉課 社会福祉協議会	不登校やひきこもりなどの社会的孤立状態にある人などが、気軽に集うことができる居場所づくりを推進します。
		21	高年介護課	認知症の人やその家族が気軽に参加し、相談ができる認知症カフェの充実を図ります。
5	地域による見守り活動の推進	22	社会福祉課	民生委員児童委員による定期的な訪問活動を支援するため、定期的に研修会を行うとともに、関係課や関係機関と連携しながら、見守り活動を推進します。
		23	高年介護課	見守りが必要な高齢者を事前に登録することにより、多くの目で迅速に検索できる体制づくり「SOSネットワーク」の普及啓発および強化に努めます。
6	町民相互の支え合いの仕組みの充実	24	社会福祉課 社会福祉協議会	育児の手助けをしてほしい人が、育児の手助けをしたい人と相互に協力するファミリーサポートセンターの周知を図り、会員の増員と利用の拡大を図ります。
		25	高年介護課 社会福祉協議会	社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が自立した日常生活を継続できるように、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図る体制整備を推進します。
		26	社会福祉課	NPO法人フードバンクはりまと連携し、生活困窮者に対する食料品や日用品などの支援を推進していきます。また、NPO法人フードバンクはりま、太子町民生委員児童委員協議会および社会福祉協議会と協働でフードドライブを定期的に実施し、食料品や日用品などの確保に努めます。
7	民間業者などとの連携・協力	27	高年介護課	高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるように、見守る人、見守られる人を特定しない形で緩やかに高齢者などの見守りを行う高齢者等見守りネットワーク事業「たいしひまわり（日廻り）隊」の普及・啓発を図ります。町と地域で高齢者などと接する機会がある事業所が協定を結び日常の事業活動を通じて、高齢者などに異変を感じたときに町に連絡・通報してもらう仕組みを通して、支え合い、見守るまちづくりを推進していきます。
		28	関係各課	町民の福祉意識の向上のため、福祉に関する研修などを開催します。
8	地域福祉の普及啓発	29	社会福祉課	町広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉に関する情報や地域福祉計画の内容、理念の共有について情報発信します。
		30	社会福祉課 社会福祉協議会	ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、町民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援に取り組みます。
9	ボランティアの育成	31	社会福祉課 社会福祉協議会	社会福祉協議会と連携し、児童・学生などに対してボランティア活動の参加機会の増加を図り、将来の担い手づくりを推進します。
		32	高年介護課	認知症サポーターのスキルアップを図りながら、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組み（チームオレンジ）の取り組みを推進します。
10	地域団体の活動支援	33	社会福祉協議会	ボランティア登録団体への研修会の実施し、町民活動やボランティアのスキルアップに努めます。
		34	高年介護課	認知症サポータースキルアップ研修を実施し、認知症サポーターのスキルアップに努めます。
11	ケアマネジメントの質の向上	35	高年介護課	適正なサービスが行われているか介護支援専門員とともに検証・確認しながら、受給者が必要なサービスの確保を図ります。
		36	社会福祉課	相談支援専門員による相談支援の充実を図るとともに、支援困難事例への対応を行います。
12	多職種協働によるケアマネジメントの推進	37	高年介護課	医療推進協議会を定期的に開催し、情報共有の推進や町民・専門職に向けた情報発信の強化を行います。
		38	高年介護課	多職種協働で当事者の課題分析を行い、地域ケア会議で自立に向けた検討を行います。
13	支援ニーズの把握	39	社会福祉課 高年介護課	相談支援や訪問活動を通じて、本人や家族から日常生活上での困りごとなどを聞き取り、個人および地域の支援ニーズの把握に努めます。
		40	関係各課	聞き取りやアンケートなどにより、町民ニーズの把握に努めます。
		41	社会福祉課	民生委員児童委員との連携、情報共有を図ることにより、地域や町民ニーズの把握に努めます。
		42	社会福祉課 社会福祉協議会	生活困窮者相談支援事業において、本人の生活状況などを把握した上で、適切なサービスにつなげるとともに、本人の自立に向けた支援を実施します。
14	きめ細やかな福祉サービスの充実	43	社会福祉課 社会福祉協議会	ひきこもりサポート事業において、ひきこもり状態にある対象者の実態把握を踏まえ、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努めます。
		44	社会福祉課	障害者などが地域で安心して生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）について、障害の種類に関わりなくサービスを充実させます。
15	サービス事業所の確保	45	社会福祉課	児童発達支援センターを筆頭に地域の複数事業者の事業展開により、内容の充実や利便性を向上させ、利用者が住み慣れた地域でサポートが受けられる環境整備に取り組みます。
		46	高年介護課	小規模多機能型居宅介護等地域密着型サービスの整備に努めます。

番号	施策目標	番号	担当課	取組内容
16	多様な媒体・機会を通じた周知	47	関係各課	町広報紙やホームページなどを活用し、身近な相談窓口を周知するなど、福祉サービスを利用したい人が適切にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
		48	関係各課	自治会、民生委員児童委員、事業所などと連携し制度の周知を図ります。
17	利用者の特性に応じた情報発信	49	関係各課	発信対象の特性を踏まえた分かりやすい表現を工夫します。
		50	社会福祉課	手話通訳や音読サービスの実施など、目や耳等に障害がある人などに配慮した情報提供に努めます。
18	成年後見制度地域連携ネットワークの構築	51	社会福祉課 高齢介護課	本町の権利擁護支援の中核を担う機関として、①広報機能、②相談機能・アセスメント・支援検討、③利用促進機能、④後見人支援機能を持つ「中核機関」を設置・運営します。
		52	社会福祉課 高齢介護課	中核機関で、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人による「チーム」を組織し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。
		53	社会福祉課 高齢介護課	「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うとともに、「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する「協議会」を設置・運営します。
19	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	51	社会福祉課 高齢介護課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいないなどの理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、成年後見の町長申し立てを行います。
		52	社会福祉協議会	比較的軽度な認知症などにより金銭管理などの支援が必要な高齢者が福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会と連携し、制度の啓発を図ります。
20	後見人の担い手の確保	53	高齢介護課	西播磨成年後見センターと連携し、成年後見制度の普及啓発、地域の身近な存在である市民後見人候補者の養成と支援を推進します。
21	虐待の予防	54	社会福祉課 さわやか健康課	乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業を通じて、子育てに対する不安や悩みに対する相談支援を実施します。
		55	社会福祉課 高齢介護課	虐待に対する知識の普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知や講演会を実施します。
22	虐待の早期発見と適切な対応	56	社会福祉課	DVや被虐待児に対する相談、支援、一時保護などを関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催や相談窓口の周知により支援体制を構築します。
		57	社会福祉課 高齢介護課	高齢者や障害者、児童に対する虐待に対し、関係機関と連携し、相談先のさらなる周知や地域の見守り強化などによる早期発見・早期対応に取り組むとともに、被虐待者への相談支援・自立支援を図ります。
23	虐待に対する理解・知識などの普及啓発	58	関係各課	町の広報紙やホームページへの啓発記事を掲載します。
24	平時からの準備と防災意識の醸成	59	企画政策課	防災に関する知識の普及啓発やハザードマップの配布を通じて、町民の防災意識の向上を図ります。
		60	社会福祉課 高齢介護課	災害時における高齢者・障害者など要配慮者に対する支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員児童委員などと連携しながら、情報共有や個別支援計画の作成に努め、平時から自力での避難が困難な人に対する地域支援の意識を高め、災害時に備えます。
		61	企画政策課 社会福祉課 高齢介護課	災害発生時に要保護者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の開設に係る協定の締結を事業所などに働きかけます。
25	災害ボランティアの対応	62	社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営のため、研修に参加するとともに、平常時からボランティア団体と連携を図り、災害ボランティアセンターが迅速に対応できるよう体制整備の強化に努めます。
26	安全・安心な地域づくりの推進	63	高齢介護課	在宅の一人暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、安心見守りコール（緊急通報システム）の周知を図ります。
		64	高齢介護課	在宅の高齢者などがあんしん見守りキーホルダー登録事業に緊急連絡先などを登録することで、外出時のいざという時に身元の確認や迅速に関係者へ連絡する手段を確保し、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。
		65	まちづくり課	公共施設や道路、公園などについて、高齢者や障害がある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、兵庫県福祉のまちづくり条例や町都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。
		66	社会福祉課	公共施設などに障害者や妊産婦が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者などが分かりやすく判別できるよう整備を行います。
		67	社会福祉課 さわやか健康課 高齢介護課	すべての人が地域社会の中で安全・安心に暮らせるようヘルプマーク、介護マーク、マタニティマークなどの配布、普及啓発を行います。